

○国土交通省大臣官房官庁営繕部随意契約見積心得について

平成24年9月24日 国営管第250号
令和2年12月24日 国営管第399-2号
最終改正 令和4年10月6日 国営管第305号

大臣官房官庁営繕部長 から 官庁営繕部管理課長
計画課長 あて
整備課長
設備・環境課長

国土交通省官庁営繕部における随意契約を行う場合における見積りその他の取扱いについて、随意契約見積心得を別紙のとおり定めたので、随意契約の実施にあたって遺憾のないようにされたく、通知する。

この通知は、平成24年9月25日以降に見積依頼（参加者の有無を確認する公募手続、企画競争及びプロポーザル方式にあっては、公示）を行うものから適用し、「国土交通省大臣官房官庁営繕部随意契約見積心得」（昭和42年12月25日付け実施）は平成24年9月24日限りをもって廃止する。ただし、平成24年9月24日までに見積依頼（参加者の有無を確認する公募手続、企画競争及びプロポーザル方式にあっては、公示）を行うものについては、なお従前の例による。

別 紙

国土交通省大臣官房官庁営繕部随意契約見積心得

(目 的)

第1条 国土交通省大臣官房官庁営繕部所掌の契約を随意契約により行う場合における見積りその他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号。以下「令」という。）〔、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）〕、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）〔、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）〕その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

[注：〔 〕は、当該契約が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条第1項に規定する特定調達契約に該当する場合に適用する。]

(見積り等)

第2条 見積りをしようとする者（以下「見積人」という。）は、契約書案、図面、仕様書等の契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が示す図書（以下「関係図書」という。）及び現場等を熟覧し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ、見積りしなければならない。この場合において関係図書及び現場等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 見積書は、見積依頼書に示した方法により、見積書の提出期限までに提出しなければならない。

3 見積書を電子入札システムにより提出する場合は、電子入札システムの入力画面上において作成し、書面により見積書を提出する場合は、別記様式1により作成するものとする。

4 見積書を持参する場合は、見積書を封かんし、見積人の商号又は名称、件名及び見積合わせ日時を記載して契約担当官等に提出しなければならない。

また、見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

5 見積書を郵送等により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に見積書在中の旨を朱書きし、中封筒に見積人の商号又は名称、件名及び見積合わせ日時を記載して契約担当官等あての親展で提出しなければならない。

また、見積書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書きし、かつ、見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

6 見積人は、代理人をして見積りさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

7 見積人又は見積人の代理人は、当該見積りに対する他の見積人の代理をすること

ができない。

8 見積人は、令第71条第1項の規定に該当する者を、代理人とすることはできない。

9 見積りをした者は、その提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(見積りの辞退)

第3条 見積りを依頼された者は、見積書を提出するまでは、いつでも見積りを辞退することができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りをした者がいないときに再度の見積合わせを行う場合も、また同様とする。

2 前項の場合において、見積りを依頼された者は、辞退届を電子入札システムの入力画面上において作成の上、見積書の提出期限までに電子入札システムにより提出し、又は辞退届(別記様式2)を契約担当官等に持参し、若しくは郵送等により提出するものとする。ただし、これによることができない場合は、辞退届(別記様式2)又はその旨を明記した見積書を、見積合わせを執行する者に直接提出するものとする。

3 見積りを辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な見積りの確保)

第4条 見積人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 見積人は、見積りに当たっては、他の見積人と見積意思、見積価格又は見積書その他契約担当官等に提出する書類(以下「見積書等」という。)についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。

3 見積人は、契約の相手方の決定前に、他の見積人に対して見積意思、見積価格、見積書等を意図的に開示してはならない。

4 見積人は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が実施する公正な見積りの確保のための調査への協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。

5 電子入札システムによる見積人は、電子証明書を不正に使用してはならない。

(見積りの取りやめ等)

第5条 見積人が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、見積合わせを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積人を見積合わせに参加させず、又は見積合わせの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の見積り)

第6条 次の各号のいずれかに該当する見積りは、無効とする。

一 見積書の提出期限後に到達した見積り

二 委任状を提出しない代理人のした見積り

三 見積書に添付して提出することが求められる資料(以下「添付資料」という。)を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした見積り

四 記名を欠く見積り(押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・

連絡先の記載がない見積)

五 金額を訂正した見積り

六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り

七 明らかに連合によると認められる見積り

八 同一事項の見積りについて、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の見積り

九 その他見積りに関する条件に違反した見積り

2 見積り合わせ後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした見積りは無効として取り扱うものとする。

一 配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったとき（契約担当官等が配置予定の監理技術者等の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）

二 見積り合わせ後、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があったとき

(見積書等の取扱い)

第7条 提出された見積書等は、見積り合わせ前も含め返却しないこととする。

2 見積り人が連合し若しくは不穩の行動をする等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、見積書等を公正取引委員会及び警察当局に提出する場合がある。

(契約の相手方の決定)

第8条 見積り人のうち、契約の目的に応じ、見積り金額が予定価格の制限の範囲内で最も適正と認めた者を契約の相手方とする。

(再度見積り)

第9条 見積り合わせをした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りをした者がいないときは、契約担当官等が指定する日時において再度の見積り合わせを行う。

(契約の相手方となるべき見積りをした者が2人以上ある場合の契約の相手方の決定)

第10条 契約の相手方となるべき見積りをした者が2人以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。

2 前項の規定にかかわらず、契約の相手方となるべき見積り合わせをした者が紙入札を行った者のみである場合には、紙くじを用いて契約の相手方を定めることがある。紙くじを引かない者があるときは、これに代わって見積り合わせに関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第11条 契約の相手方と決定した者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 契約の相手方と決定した者は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。
- 3 契約の相手方と決定した者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、契約担当官等が認める場合に限り、歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に直接納付することができる。この場合における納付方法については、契約担当官等が指定するところによる。
- 4 契約の相手方と決定した者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保が振替国債である場合には、あらかじめ政府担保振替国債提供書並びに提供しようとする振替国債の名称及び記号、利息の支払期並びに償還期限を確認するために必要な資料（提供しようとする振替国債の口座がある銀行・証券会社等で作成されたもの。）を取扱官庁に提出し、当該振替国債の提供を申し出なければならない。また、取扱官庁の口座に当該振替国債に係る増額の記載又は記録がされるよう、取引先の銀行・証券会社等に振り替えの申請を行わなければならない。
- 5 契約の相手方と決定した者は、第1項本文の規定により提供する契約保証金に代わる担保が、契約担当官等が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業会社に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合には、当該保証に係る保証書を契約担当官等に提出しなければならない。
- 6 契約の相手方と決定した者は、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結により第一項ただし書の規定に基づく契約保証金の免除を受けようとする場合には、それぞれ当該公共工事履行保証証券に係る証券又は当該履行保証保険にかかる証券を契約担当官等に提出しなければならない。
- 7 契約保証金又は契約保証金に代わる担保としての振替国債については、契約履行後にその払渡請求書と引換えにこれを還付する。また、銀行等の保証については、その受領書と引換えにこれを返還する。

（契約書等の提出）

第12条 契約書を作成する場合には、契約の相手方と決定した者は、電子契約システムを使用し、又は契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印し、契約の相手方に決定した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、契約担当官等の書類による承諾を得てこの期間を延長することができる。

- 2 契約の相手方と決定した者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約の相手方としての決定はその効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合には、契約の相手方と決定した者は、契約の相手方と決定した後すみやかに請書その他これに準ずる書類を契約担当官等に提出

しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第13条 見積人は、見積書提出後、関係図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、見積書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合は役員、支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

別記様式 1

見 積 書

〒
件 名

国土交通省大臣官房官庁営繕部随意契約見積心得及び現場説明書等を承諾の上、見積りします。

令和 年 月 日

住 所
氏 名

契約担当官等
官 職 氏 名 殿

備 考

- 1 用紙は、A 4 とすること。
- 2 金額の記載は、アラビア数字を使用すること。また、金額を訂正した見積書は無効となるので、留意すること。

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先は 2 以上記載すること)

本件責任者 (会社名・部署名・氏名) : _____

担当者 (会社名・部署名・氏名) : _____

連絡先 1 : _____

連絡先 2 : _____

辞 退 届

件 名

記

上記について、都合により見積りを辞退します。

令和 年 月 日

住 所
氏 名

契約担当官等
官 職 氏 名 殿

備 考

- 1 用紙は、A 4 とすること。

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。
(連絡先は 2 以上記載すること)

本件責任者 (会社名・部署名・氏名) : _____

担当者 (会社名・部署名・氏名) : _____

連絡先 1 : _____

連絡先 2 : _____